

旅行条件のご案内（要約）

- 募集型企画旅行契約

この旅行は（一社）佐渡観光交流機構（新潟県佐渡市両津夷 384-11 新潟県知事登録旅行業第 2 種 342 号、以下「当社」という）が企画、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

旅行条件は下記をご確認ください。

- 添乗員の同行

この旅行に添乗員はありません。現地スタッフのご案内します。

- 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には旅行日程に明示した体験費・軽食代・保険料および消費税等諸税が含まれません。

※自宅から両津港までの交通費など、旅行内容に含まれない交通費等の諸費用および個人ご利用分は含まれておりません。

- 取消料

旅行契約後、お客様のご都合での遅延、不参加、キャンセルの場合、返金はできません。

- 特別補償

当社のお客様が企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

- 旅程補償

旅行日程の重要な変更が行われた場合は旅行業約款（企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の 1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、お客様の自身の希望により生じる追加代金を除いた金額です。

- 免責事項

次の場合は、当社では賠償の責を負いません。天災地変、同盟罷業その他不可抗力により

生じた損害。盗難・疾病などでお客様の故意または過失によって生じた損害。お客様の法令又は公序良俗に反する行為、運輸、宿泊機関など当社以外の責によって生じた損害。

※その他の事項については国土交通省認可の当社旅行業約款によります。

- 個人情報の取り扱いについて

当社及び受託旅行業者は旅行申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社では会社及び提携する企業のサービス、キャンペーンのご案内等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

主催・実施・旅行取扱

一般社団法人 佐渡観光交流機構

新潟県知事登録旅行業第2種 342号

国内旅行業務取扱者／浜本裕廣・鈴木恵美

〒952-0011 新潟県佐渡市両津東 384-11 (あいぽーと佐渡内)

TEL. 0259-23-5230 FAX. 0259-23-5232

ホームページ <http://www.visitsado.com>